

令和5年6月13日

第二白ゆり保育園

【生物の持ち込み禁止について】

梅雨の候 紫陽花がきれいな時期を迎えて参りました。子ども達は新しいクラスでの生活も徐々に慣れ始め元気に活動しております。

さて、令和5年4月1日より、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律)が全面施行されましたが、登園の際にザリガニや昆虫などの持ち込む事例が発生しています。法令によると、特定外来生物の飼育・栽培・保管及び運搬や、野外へ放ったり植えたりすることが原則禁止され、違反した場合には罰則が設けられています。

つきましては、本園に於いては、外来種(交雑種)と日本固有種の区別がつかない為、全ての生き物(哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・昆虫・魚介類)等の持ち込みを、禁止致しますのでご了承ください。

※詳しくは環境省のHPをご覧ください。

①外来生物法 HP



③禁止事項



②特定外来生物等一覧



4)罰則規定

